

6月の休館日

5日(月) 12日(月) 18日(日) 19日(月) 26日(月)

浪江in福島ライブラリー きぼう
(仮設浪江図書館)

Tel・Fax 024(573)4295

e namielib@gmail.com

〒960-0241 福島市笹谷字片目清水30-8

◆貸出冊数 1人5冊まで ◆利用時間 9時~17時
※お気軽にご利用ください。

みんなの図書館



読んでみませんか



「さよならの力」大人の流儀7
伊集院 静/著 講談社2017

人生で何度か出会う別離、その哀しみ苦しみをやわらげるのは“時間というクスリ”と言われる。でも苦しみ哀しみを体験した人たちの中には、別れた人がいつまでも生きていてその人の生の力になっているのではないだろうか。“懸命に生きよ”と…さよならの与えてくれる力を信じよう。大人の流儀第7弾 特別収録新成人に向けた言葉



「今日は、お日柄もよく」

原田マハ/著 徳間書店2017

OLのニノ宮こと葉は、幼なじみの結婚披露宴で感動するスピーチに出会う。その祝辞は伝説のスピーチライターという言葉で、その言葉に衝撃を受けたこと葉は弟子入りしますが…言葉の持つ力、心に響く言葉の数々に出会うことができ元気のでる1冊です。



「もち麦 ダイエットレシピ」

山下春幸/著 アスコム2016

テレビ番組で紹介された健康食材「もち麦」。メタボ&腸内環境を改善させるスーパーフードとして注目を集め、そのもち麦を食べ1年で14kg 痩せた、「HAL YAMASHITA 東京」の山下シェフが考案したもち麦レシピを掲載。もち麦のダイエット&健康効果を詳しく、分かりやすく説明した「もち麦」本の決定版です。

民法は、配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合、配偶者の遺産の取り分を4分の3、兄弟姉妹の取り分を4分の1と定めています。兄弟姉妹間の取り分ですが、これは以前説明した兄弟姉妹間の取り分と同じです。片親が異なる兄弟姉妹は2分の1でそれ以外は平等となります。遺産が300万円、亡くなった方と親が同じ兄弟2人が相続人となる場合は、配偶者の取り

(7) 配偶者と兄弟姉妹が相続人となる場合

民法は、配偶者と父母が相続人となる場合、配偶者の遺産の取り分を3分の2、父母の遺産の取り分を3分の1と定めています。父母分の3分の1については、父母間の取り分は平等となります。遺産が300万円、配偶者、父母が相続人となる場合、配偶者200万円、父50万円、母50万円が遺産の取り分となります。

(6) 配偶者と父母が相続人となる場合

民法は、配偶者と父母が相続人となる場合、配偶者の遺産の取り分を3分の2、父母の遺産の取り分を3分の1と定めています。父母分の3分の1については、父母間の取り分は平等となります。遺産が300万円、配偶者、父母が相続人となる場合、配偶者200万円、父50万円、母50万円が遺産の取り分となります。

相続について⑤

基本は以上となりますが、民法は、特別な事情によって取り分が変更になる場合についても定めています。特別受益と寄与分という制度です。特別受益とは、生前に贈与等を受けていた相続人がいた場合、その相続人の取り分をその分減らす制度をいい、寄与分とは、相続人の働きで亡くなった方の財産が増えたなどの場合に取り分をその増加分だけ増やす制度です。この二制度については、次回以降に説明します。

遺産の取り分(相続分)について、前回は引き続き説明します。

民法は、配偶者と父母が相続人となる場合、配偶者の遺産の取り分を3分の2、父母の遺産の取り分を3分の1と定めています。父母分の3分の1については、父母間の取り分は平等となります。遺産が300万円、配偶者、父母が相続人となる場合、配偶者200万円、父50万円、母50万円が遺産の取り分となります。

遺産の取り分(相続分)について、前回は引き続き説明します。

いつか役に立つ

法律知識

No.6



弁護士 大橋 征平
総務課 主幹
(所属：福島県弁護士会)